

日精樹脂工業株式会社

所在地：埴科郡坂城町
事業内容：製造業
労働者数：572名（男476名、女96名）



1. 一般事業主行動計画

- (1) 計画期間 平成29年3月30日～令和2年3月31日
- (2) 行動計画の内容
 - ① 社員の仕事と家庭の両立を促進する
 - ② メリハリのある働き方でワークライフバランスの実現を目指す
 - ③ 次世代育成支援の取組みを行う

2. 目標に対する取組結果

- ① 男性社員の育児休業等（ファミリーサポート休暇やベビカム休暇）の周知
仕事と家庭の両立支援制度の周知
女性社員の能力向上、キャリア形成のための教育研修の実施
- ② 所定外労働時間削減のため、毎週1回、毎月給与支給日、賞与支給日にノー残業デイを実施
有給休暇取得を促進のためのリフレッシュ休暇3日取得率 平成30年度94.63%
令和元年度96.91%
- ③ 若年者の勤労観や就業観を養うため、就業体験や会社見学等を実施
平成29年8月 社員の家族に対して職場参観を実施

3. 計画期間中の育児休業等取得者数

<男性> 育児休業取得者 8名 取得率16%
<女性> 育児休業取得者 1名（出産した女性労働者1名、育児休業取得率100%）

4. その他の特例認定基準達成状況

- (1) 小学校就学前の子を育てる労働者のための措置（特例認定基準7）
短時間勤務制度
- (2) 時間外労働及び休日労働に関する計画期間終了事業年度の状況（特例認定基準8）
 - ① フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が毎月45時間未満であること
45時間以上の月 0月
 - ② 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと
60時間以上の者 0人
- (3) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備（特例認定基準9）
 - ① 所定外労働の削減措置
毎週1回、毎月給与支給日、賞与支給日にノー残業デイを実施
 - ② 年次有給休暇の取得促進措置
社員ごとに設定する年次有給休暇の計画取得日としてリフレッシュ休暇3日、メモリアル休暇2日を設定する取組を行った
 - ③ その他働き方の見直しに資する多様な労働条件整備のための措置
小学校卒業までの子を持つ労働者の短時間勤務を認める措置、在宅勤務、再雇用制度
- (4) 出産した女性の継続就業率（特例認定基準10） 100%
- (5) 女性労働者の就業継続、能力向上等のための取組（特例認定基準11）
女性社員の能力向上、キャリア形成のための教育訓練の実施